



[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2018 DECEMBER / 212号

★ TPP 加盟に伴う著作権法改正 ★

先月号で平成 30 年著作権法改正について解説しましたが、それとは別に著作権改正にはもう一つの流れがあります。それは TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の要請によるものです。TPP 関連の改正法は成立したもののその施行は TPP の発効が条件でしたので、アメリカの TPP 撤退により頓挫しました。しかし、結局アメリカ抜きの TPP として 2018 年 12 月 30 日に発効することとなったのを受けて下記改正項目も同日から施行されます。

改正の概要

(1) 著作物等の保護期間の延長 (第 51 条第 2 項、第 52 条第 1 項、第 53 条第 1 項、第 101 条第 2 項第 1 号及び第 2 号関係)

著作物等の保護期間は、改正前の著作権法では、原則として著作者の死後 50 年までとされており(映画の著作物については公表後 70 年まで)、実演やレコードについても、それぞれの起算点から 50 年とされていました。今回の改正により、著作物、実演及びレコードの保護期間は、それぞれの起算点から「70 年」までとなります。

(2) 著作権等侵害罪の一部非親告罪化 (第 123 条第 2 項及び第 3 項関係)

改正前の著作権法では、著作権等を侵害する行為は刑事罰の対象となるものの、これらの罪は親告罪(被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない罪)でした。今回の改正により、著作権等侵害罪のうち、特定の条件に該当する行為を非親告罪とし、著作権等の告訴がなくとも公訴を提起することができるようになります。販売中の漫画や小説の海賊版を販売する行為や、映画の海賊版をネット配信する行為等がその条件に該当する侵害行為といわれています。

(3) 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与 (第 95 条第 1 項関係)

改正前の著作権法では、CD 等の商業用レコードを介さずインターネット等から直接配信される音源(いわゆる「配信音源」)を用いて放送や有線放送が行われた場合においては、二次使用料請求権は発生しませんでした。今回の改正により、実演家及びレコード製作者に対し、配信音源の二次使用について、商業用レコードと同様に二次使用料請求権が付与されるようになります。

(4) 損害賠償に関する規定の見直し (第 114 条第 4 項関係)

著作権等侵害に対する損害賠償請求について立証負担を軽減するため、現行規定に加えて、侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合には、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額を損害額として賠償を請求することができるようになります。